

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月30日

【会社名】 株式会社小田原エンジニアリング

【英訳名】 Odawara Engineering Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮 脇 伸 郎

【本店の所在の場所】 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1577番地

【電話番号】 0465 - 83 - 1122(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼管理部長 保 科 雅 彦

【最寄りの連絡場所】 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1577番地

【電話番号】 0465 - 83 - 1122(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼管理部長 保 科 雅 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金30円（普通配当15円00銭、特別配当15円00銭） 総額175,425,720円

ロ 効力発生日

平成30年3月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、津川高行、宮脇伸郎、保科雅彦、湯山信介、平野雅敏及び田尾啓一を選任する。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈、並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

任期満了により取締役を退任される石塚立身氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規に従い相当額と認められる範囲内において、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に一任する。

役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、重任となる社外取締役を除く取締役に対し、制度廃止までの在任中の功労に報いるため、当社の内規に定めた基準による相当額の範囲内において、退職慰労金を打ち切り支給することとし、支給の時期は各取締役の退任時、その具体的な金額、方法等は取締役会に一任する。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、社外取締役を除く取締役に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入し、対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内、対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数は年100,000株を上限とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金の配当の件 | 42,062 | 29 | 0 | (注)1 | 可決 99.24 |
| 第2号議案 取締役6名選任の件 | | | 0 | | |
| 津川 高行 | 41,989 | 102 | 0 | | 可決 99.07 |
| 宮脇 伸郎 | 41,997 | 94 | 0 | | 可決 99.09 |
| 保科 雅彦 | 42,024 | 67 | 0 | (注)2 | 可決 99.16 |
| 湯山 信介 | 42,024 | 67 | 0 | | 可決 99.16 |
| 平野 雅敏 | 42,023 | 68 | 0 | | 可決 99.15 |
| 田尾 啓一 | 42,022 | 69 | 0 | | 可決 99.15 |

| | | | | | | |
|--|--------|-----|---|-------|----|-------|
| 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈、並びに役員 退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件 | 41,938 | 153 | 0 | (注) 1 | 可決 | 98.95 |
| 第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限 付株式の割当てのための報酬決定の件 | 41,771 | 320 | 0 | (注) 1 | 可決 | 98.56 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。